

(写)

生食発0728第8号
28水漁第631号
平成28年7月28日

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長
(公印省略)

水産庁長官

「ベトナム向け輸出水産食品の取扱いについて」の一部改正について

ベトナム向けに輸出される水産食品の取扱いについては、「ベトナム向け輸出水産食品の取扱いについて」（平成22年8月25日付け食安発0825第5号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知、22水漁第1110号水産庁長官通知。以下「通知」という。）に基づき取り扱っているところです。

今般、「農林水産業・地域の活力創造本部」の下に設置された「農林水産業の輸出力強化ワーキンググループ」（座長：経済再生担当大臣）において取りまとめられた「農林水産業の輸出力強化戦略」に基づき、輸出環境の整備を図るため、下記の趣旨により、通知の別紙「ベトナム向け輸出水産食品取扱要領」を別添新旧対照表のとおり改正したので、その実施について御理解、御協力いただくとともに、貴管下関係営業者への周知方よろしくお願ひします。

記

1. 電子メールによる衛生証明書の発行申請を可能とし、その手続を定める。
2. その他所要の改正を行う。